

令和2年度

庄原市最寄り買い店舗改装支援事業のご案内

日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗の改修工事費を補助することで、最寄りの店舗での買い物やサービスを受けることが出来る仕組みの維持を目的とした制度です。

【改装費補助】

店舗の改修及び営業に必要な附帯設備に要する経費の5分の2以内の額で、42万5千円を限度とします。

- (1) 内装工事及び外装工事
- (2) 給排水設備工事（給水負担金及び下水道負担金を除く。）
- (3) 電気及びガス工事
- (4) サイン工事
- (5) 空調設備、大型冷蔵庫等の附帯設備

【補助対象】

次の事業を営んでいる店舗（店舗面積200m²以下）が補助対象となります。

なお、庄原市まちなか活性化補助制度の対象地区にある店舗は除きます。

【対象業種】

日本標準産業分類の次のとおりとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行うものを除く。

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|---------------|-----------------|-------------------------|
| 小売業 | 全業種 | 全業種 |
| 飲食サービス業 | 全業種 | 全業種 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 78 洗濯・理容・美容・浴場業 | 全業種 |
| | 79 その他生活関連サービス業 | 793 衣服裁縫修理業 |
| | 80 娯楽業 | 全業種 |
| 教育、学習支援業 | 82 その他の教育、学習支援業 | 823 学習塾 824 教養・技能教授業 |
| 医療・福祉業 | 83 医療業 | 全業種 |

【申請期限等】

店舗改修工事に着手する14日前まで

※1 予算額に達し次第、申請の受付を終了します。

※2 市税を完納している方に限られます。

■問い合わせ

| | | | |
|-----------|-------|-------|------------------|
| 庄原市役所 本 庁 | 商工観光課 | 商工振興係 | TEL 0824-73-1178 |
| 西城支所 | 地域振興室 | 産業建設係 | TEL 0824-82-2181 |
| 東城支所 | 産業建設室 | 産業振興係 | TEL 08477-2-5008 |
| 口和支所 | 地域振興室 | 産業建設係 | TEL 0824-87-2113 |
| 高野支所 | 地域振興室 | 産業建設係 | TEL 0824-86-2113 |
| 比和支所 | 地域振興室 | 産業建設係 | TEL 0824-85-3003 |
| 総領支所 | 地域振興室 | 産業建設係 | TEL 0824-88-3065 |